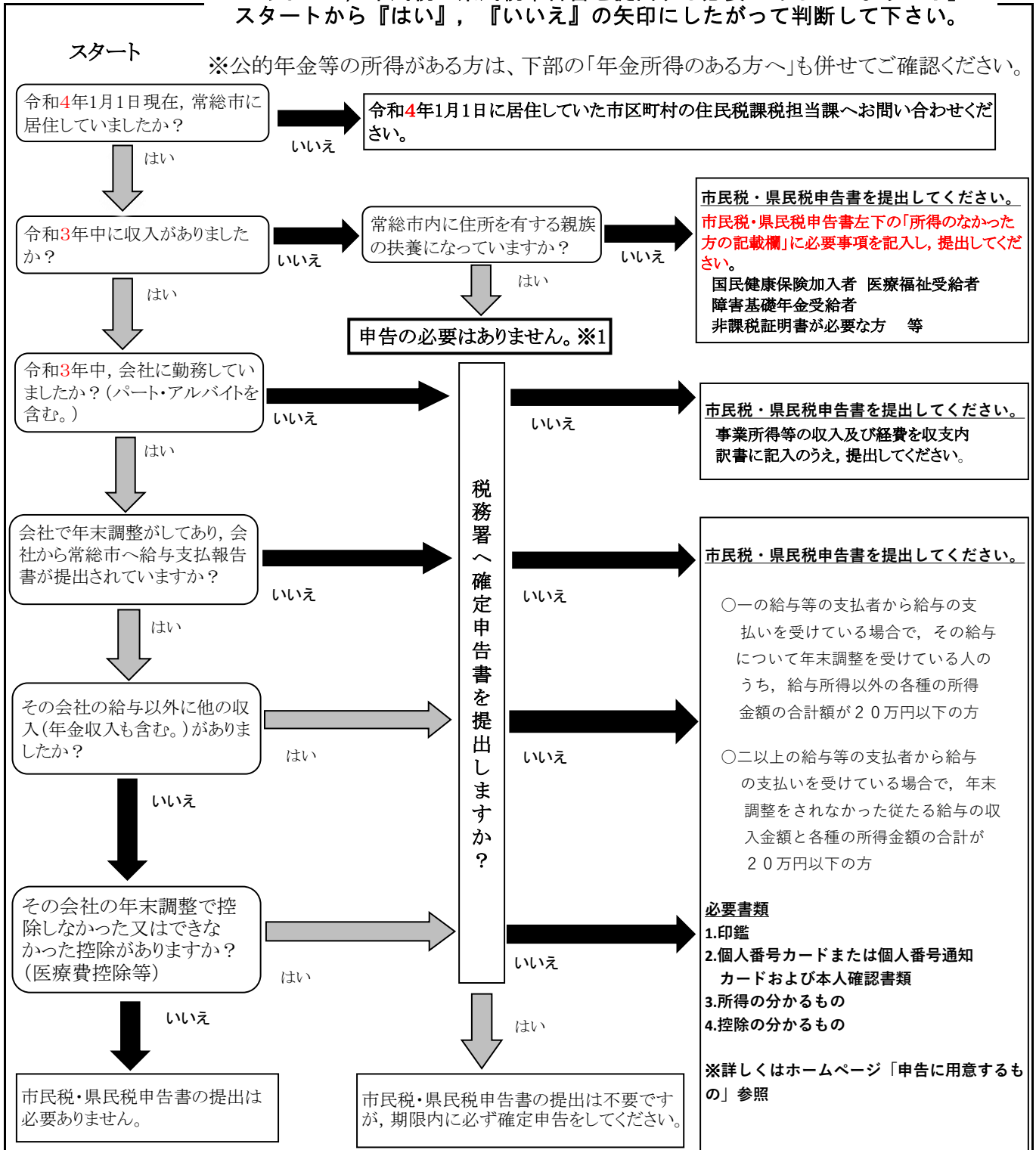


「あなたは、市民税・県民税申告書を提出する必要があるでしょうか？」  
スタートから『はい』、『いいえ』の矢印にしたがって判断して下さい。

※公的年金等の所得がある方は、下部の「年金所得のある方へ」も併せてご確認ください。



※1 国民健康保険税算定等のため、申告が必要になる場合がございます。

年金所得のある方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告をする必要はありませんが、下記に該当する場合は市民税・県民税の申告が必要です。

- ・源泉徴収票に記載されている所得控除(社会保険料控除、扶養控除、障害者控除等)に変更のある方
- ・医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除等を追加で申告する方
- ・公的年金等に係る雑所得以外に20万円以下の所得(農業所得、不動産所得、一時所得等)がある方

※ 地方税法等の改正により、各事項が変更されることがあります。

問い合わせ先

常総市役所 税務課 市民税係 0297-23-2111(内線1612・1613)  
※所得税に関する問い合わせは、下館税務署まで 0296-24-2121